

別 紙

調査基準価格、数値的判断基準について【電気通信（一般）工事】

1 調査基準価格

本件工事における調査基準価格の算定は、以下の①～④の合計額とする。

ただし、その合計額が予定価格の10分の8を下回る場合は10分の8とする。（いずれも概ねの数値）

- ①直接工事費（直接製作費+直接工事費）の100%
- ②共通仮設費（間接労務費+共通仮設費）の90%
- ③現場管理費（工場管理費+現場管理費+機器間接費）の80%
- ④一般管理費（機器単体費の一般管理費等+工事費の一般管理費等）の70%

ただし、「直接製作費」は機器単体費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は機器単体費に10分の1を乗じた額、「工場管理費」は機器単体費に10分の2を乗じた額、「機器単体費の一般管理費等」は機器単体費に10分の1を乗じた額とする。

2 数値的判断基準

本件工事内訳書の記載から、以下の各項目のすべてを満たすことが確認できること。

- ①直接経費（直接製作費+直接工事費+共通仮設費積み上げ分）が県の設計金額の85%以上であること。
- ②間接労務費+共通仮設費定率分が県の設計金額の70%以上であること。
- ③現場管理費（工場管理費+現場管理費+機器間接費）が県の設計金額の70%以上であること。
- ④一般管理費（機器単体費の一般管理費等+工事費の一般管理費等）が県の設計金額の30%以上であること。

ただし、「直接製作費」は機器単体費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は機器単体費に10分の1を乗じた額、「工場管理費」は機器単体費に10分の2を乗じた額、「機器単体費の一般管理費等」は機器単体費に10分の1を乗じた額とする。